

「知的財産推進計画 2017」策定に係る検討課題に関する意見書

2017年（平成29年）2月16日
日本弁護士連合会

本年1月19日付けで知的財産戦略本部によりなされた「『知的財産推進計画 2017』の策定に向けた意見募集」に関し、当連合会は、新たな情報財の保護・利活用の在り方及び農林水産関係知財の保護の取組に焦点を絞って、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 新たな情報財の創出を積極的に促進し、かつ、これを可能とするための制度設計を急ぐべきであるとの観点から、「知的財産推進計画 2017」策定に当たっては、①新たな情報財の生成・利活用の各場面において現行法解釈上疑義が生じる可能性がある行為の適法性を明確化するために必要な施策（必要に応じて法改正を含む。）を行うとともに、②学習済みモデルや人工知能（A I）生成物の法的保護の在り方について具体的な方向性を示すべく、速やかに一定の結論を得るよう、引き続き検討すべきである。
- 2 我が国の農林水産事業の発展のためには、農林水産事業に関する知的財産（以下「農林水産知財」という。）が不可欠であるため、「知的財産推進計画 2017」策定に当たっては、①農林水産知財における、既存の各種知的財産法制間の制度上の不備・実務的事情の有無の検証、及び横断的に見て矛盾のない法制度の整備、②農林水産知財における各所管省庁の連携による一層の啓発・制度周知及び全国的な専門家による相談体制の整備、③戦略的輸出產品としての農林水産品の展開を図るためのエンフォースメントまで見据えた省庁横断的な外国の法整備支援、をそれぞれ検討すべきである。

意見の理由

- 1 新たな情報財の保護・利活用の在り方について
 - (1) 人工知能（A I）が自律的に創作する創作物、並びに物の形状を

完全に再現できる 3D データ及びセンサー等から自動的に集積されるデータベースといった新たな情報財の保護・利活用の在り方については、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会内に新設された「新たな情報材検討委員会」において、「知的財産戦略推進計画 2017」策定に向けた検討がなされている。近時のデジタル・ネットワークの著しい発達に伴って生じるビッグデータと、かようなデータの機械学習を用いた人工知能（AI）等を活用することによって、我が国の産業をさらに発展させるための制度設計の在り方については、当連合会も強い関心を有している。

- (2) とりわけ、「次世代知財システム検討委員会報告書」（2016年4月）にも触れられているように、米国及び欧州をはじめとする諸外国が人工知能（AI）分野の開発を重視し、これを推進する政策を取っていることをも踏まえれば、我が国においては、諸外国及び外国企業に決して後れを取ることのないよう、新たな情報財の創出を積極的に促進し、かつ、これを可能とするための制度設計を急ぐべきである。かような観点から、「知的財産推進計画 2017」策定に当たっては、新たな情報財を大量に生み出すことを可能にする人工知能（AI）について、少なくとも、①その生成・利活用の各場面において現行法の解釈上適法か否かが論点となり得る行為（例えば、学習用データ作成主体から学習主体に対する学習用データ提供行為や、学習済みモデルから学習用データ（著作物）が出力された場合における出力行為）が支障なく行われるようにするための必要な施策（必要に応じて法改正を含む。）を行うこと、及び②学習済みモデルや人工知能（AI）生成物の法的保護の在り方について具体的な方向性を示すことを、それぞれ短期のうちに一定の結論を得るよう検討されたい。
- (3) なお、ビッグデータの生成・利活用には、個々のデータを生成する個人又は事業者、データの蓄積及び加工を行う事業者、ビッグデータにより学習する人工知能（AI）を開発・運用する事業者、及び当該人工知能（AI）を個々の事業に活用する事業者など、数多くの事業者（及び個人）が関与する。関係当事者それぞれの正当な利益が不当に損なわれてはならないものの、他方で、我が国の産業発展のためには、ビッグデータの生成・利活用を促進することが不

可欠である。そのためには、個々の事情に応じて関係当事者間で公平かつ合理的な合意ができるようにすることが必要であり、施策の検討にあたっては、そのような合意形成を容易にするためにはどうすればよいのか、という視点が重要であると考える。

2 農林水産関係知財の保護の取組について

- (1) 農林水産事業は、我が国の産業や国民生活の基盤である。農林水産事業における新たな価値の創出や品質向上・省力化・効率化等をもたらす技術的な知的財産や、農林水産品の商品自体についての知的財産は、我が国の農林水産事業の発展のために不可欠である。そして、その保護の施策を検討するに際しては、外国農林水産品との競争や国外市場での展開をも視野にいれて、戦略的に考察されるべきである。
- (2) 農林水産知財には、品種登録制度に基づく植物新品種の保護や、特許・実用新案、意匠といった産業上の創作を保護する産業財産権制度で保護を求めるものがある。他方で、「オープン＆クローズ戦略」の観点から、ノウハウ（営業秘密）として秘匿すべきものもある。また、商品及びサービスの名称保護という観点から商標法、地理的表示法及び不正競争防止法などの法制の適用を求めるものもある。

農林水産知財を保護するに当たっては、これら既存の知的財産法制を横断的に整備し、その活用を農林水産事業者（農業機械器具等の生産者も含む。）に対して促すことが必要である。また、それと同時に、現行制度に不足や不整合がないか、その利用を妨げている実務的事情がないか、今一度、俯瞰して全体的な考察を深める必要がある。

例を挙げれば、種苗法上、植物新品種を開発した者は、所定の登録要件を満たせば品種登録を受けることが可能であり、登録されれば、その者には登録品種の利用を独占できる「育成者権」が付与される。ところが、その育成者権の権利範囲（独占権の範囲）を画する判断基準については、種苗法上には規定がない。この点については、学説上には「現物主義」や「特性表主義」といった考え方が存在し、また下級審の判決例も2例存在するが（知財高判平成27年6

月 24 日平成 27 年(ネ)10002 号, 原審東京地判平成 26 年 11 月 28 日平成 21 年(ワ)47799 号等), 未だ解釈論が確立しているわけではない。権利範囲が不明瞭では, その利用や司法手続等における保護による権利救済も困難である。

また, 種苗法上の品種名称選択が商標登録制度との兼ね合いで変更を余儀なくされる点については改善を要するし, 地理的表示保護制度と地域団体商標制度との関係性についても再度整理・検討する必要がある。

さらに, 農林水産品の生育や加工に係る方法が, 営業秘密に該当するノウハウとして保護される要件についても, 秘密管理性の要件の解釈等で必要以上に高いハードルを課していないかなど, 確認しておく必要がある。他方で, 農林水産事業に関して創出される膨大なデータは無限の利用価値を秘めたものであり, データを一次的に創出し提供する個々の農林水産事業者の利益が不当に損なわれることがあってはならないものの, その蓄積・加工・利用を促進する事業者を育成することもまた, 農林水産事業の促進のために必須である。これらの関連事業者が公平かつ合理的な関係を構築できるよう支援する法制を検討すべきである。

(3) 全国各地の小規模な農林水産事業者が, その農林水産知財を保護し, 秩序ある競争の下で発展していくためには, 農林水産知財の保護法制や取引における契約について, 専門的なアドバイスを身近に受けられるようにすることが重要である。

そのためには, 各知的財産法の所管省庁が連携し, 一層の啓発及び制度の周知を図るとともに, 専門家に対し身近に相談できる相談体制を整える必要がある。当連合会も, 弁護士知財ネット等の関係団体と連携して, 全国的な相談の受け皿作りに向けて検討を進めていく所存である。

(4) さらに, 農林水産知財の保護水準は, 諸外国によって保護のレベルが区々である。戦略的輸出產品として農林水産品の展開を図るためにには, 知的財産法制について知識・経験を有する我が国が, エンフォースメントまで見据えて, 省庁横断的に外国に対する法整備支援をするべきである。国内外において実務的知見を有する会員を擁する当連合会も, 農林水産知財の保護水準の整備に当たっては, 積

極的に関連省庁等との協力を図っていく所存である。

以上